

(3) 政治分野

基本法は、国や地方自治体に対しては、各種委員会などの政策決定過程の女性参加拡大努力義務を規定した(第15条)。特に、基本法の策定当初、その第6条にて「暫定的優遇措置」が定められ、政治分野のクォータ制導入の根拠法となった。

同第6条は、2002年の基本法改正で「積極的措置」と名称が変更され、その目的も「女性の参画が顕著に遅れた分野において合理的範囲内でその参画を促進するために」と定められていたものが「女性の参画を促進することによって実質的な男女平等が実現されるように」と、実質的な平等の実現を明記した。女性家族部長官は、国家機関及び地方自治体の首長に積極的措置を行うよう勧告し、その結果を点検することが義務付けられた⁵⁹。

また、基本法は、2013年8月に、さらに改正された。同年2月にスタートした朴政権は、女性人材の育成を強調し、任期末の2017年までに、女性の政治参加を40%まで高める目標を掲げたことから、女性の政策決定過程及び政治参画を定める第15条では、以下のように、努力義務から具体的なものへ改正されている⁶⁰。

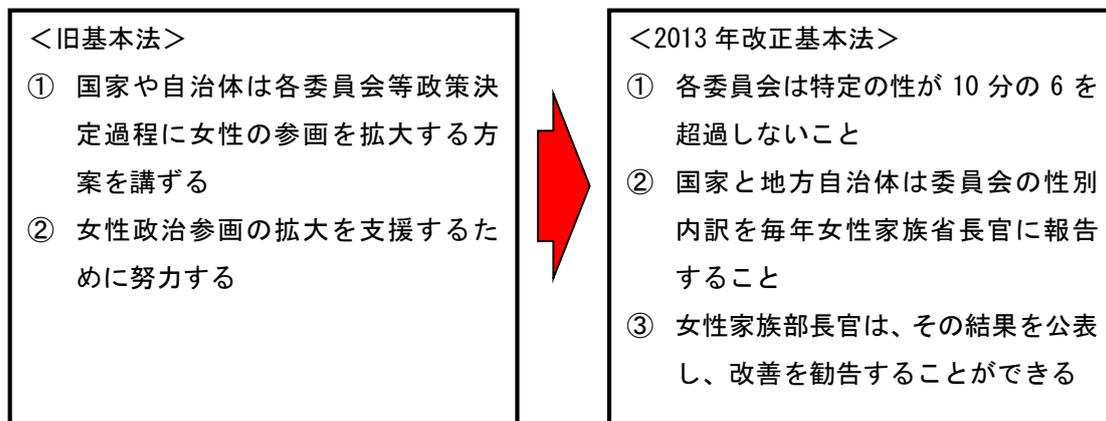


図4-1 基本法改正のポイント

① 国(国会)

韓国において、初めてクォータが、制度として規定されたのが、2000年の政党法改正であった。韓国の国会は一院制(「解散」はない)で、選挙制度は、小選挙区比例代表並立制がとられているが、この改正により、国会および地方議会である広域議会比例代表の30%を女性に割り当てるように勧告された。

ただし、クォータ実施を政党の努力に委ねたため、法的拘束力は非常に弱いものだったが、政党法、公職選挙法等の改正が重ねられ、国政におけるクォータ制は、少しずつ具体化されていった。

○政党法、公職選挙および選挙不正防止法の改正(2004年)

比例代表のクォータを30%から50%に引き上げ、候補者名簿に男女交互に配置するジッパー方式が採用された。これは、世界で初の国政選挙における強制的クォータ制(50%クォータ制)の導入だった⁶¹。また、小選挙区選挙では、政党に対し、30%の女性候補者を割り当てるよう勧

⁵⁹申(2013) p.87 参照。

⁶⁰申(2013) p.87 参照。

⁶¹内閣府男女共同参画局(2008) p.185 参照。

告することを定めた。

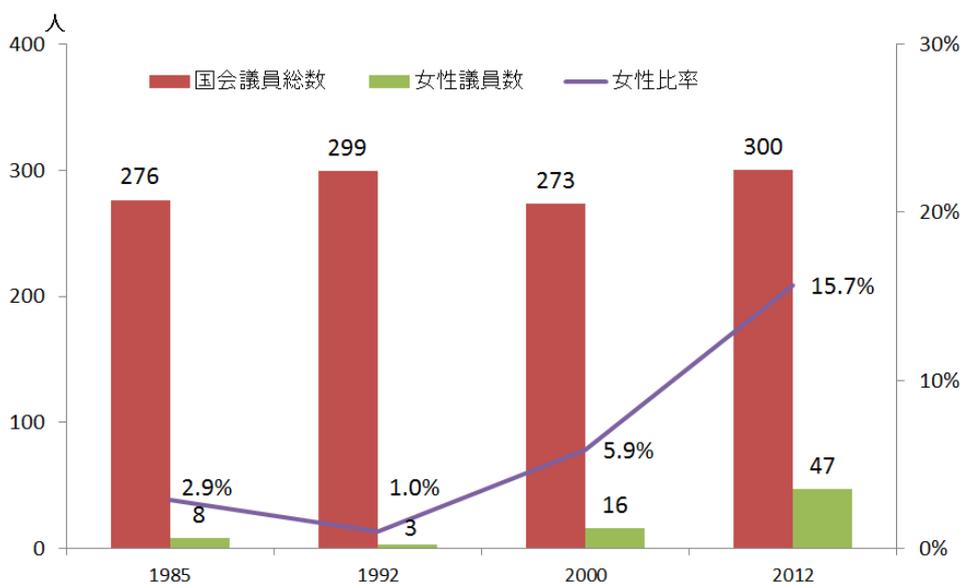
ただし、罰則規定（例：候補者登録の無効化、比例名簿の不受理 など）は導入されなかった。

2004年の改正で、2003年まで女性議員が5.9%だった割合が、2004年には13%となった（表4-1）。国政選挙では、この2004年改正が、現在でも基本的枠組みとして継続している。

表 4-1 国会議員の女性比率の推移

	女性議員数	女性議員比率
1971	4	2.0%
1973	10	4.6%
1978	8	3.5%
1981	8	2.9%
1985	8	2.9%
1988	6	2.0%
1992	3	1.0%
1996	9	3.0%
1997	9	3.0%
1998	11	3.7%
1999	11	3.7%
2000	16	5.9%
2001	16	5.9%
2002	16	5.9%
2003	16	5.9%
2004	39	13.0%
2005	40	13.4%
2006	40	13.4%
2007	43	14.4%
2008	41	13.7%
2009	44	14.7%
2010	44	14.7%
2011	44	14.7%
2012	47	15.7%
2013	47	15.7%
2014	49	16.3%

（出典）Inter-Parliamentary Union, ” Women in Parliament : World Classification, Statistical archive” <http://www.ipu.org/wmn-e/classif-arc.htm> の各年 12 月（1998 年は 8 月）のデータ（1997 年以降）より、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント(株)作成。



国政選挙 単位:人

年	立候補者			当選者		
	総数	女性	女性比率	総数	女性	女性比率
1985	611	16	2.6%	276	8	2.9%
1992	1,206	35	2.9%	299	3	1.0%
2000	1,178	69	5.9%	273	16	5.9%
2012	1,090	142	13.0%	300	47	15.7%

(出典) Women in Statistics2013, Women in General and Local Elections, p.63

図表 4-1 国会議員に占める女性の割合

2000年に政党法が改正され制度としてクォータ制が規定された以降、女性議員数は増加しており、女性議員比率も上昇している。

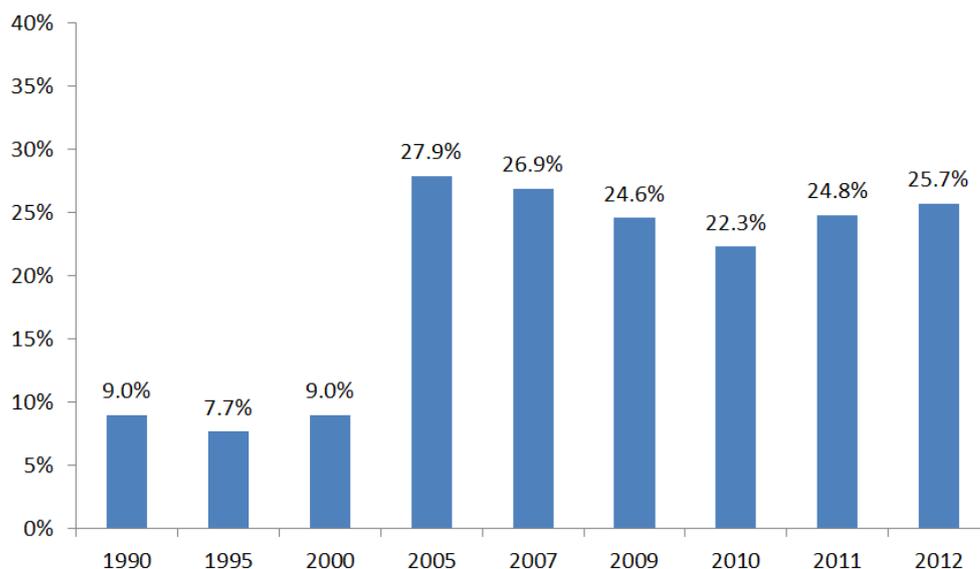
○「第4次女性政策基本計画」(対象期間：2013年～2017年)

政策決定過程における女性の視点とニーズを反映して男女平等政策を実現するために、政府委員会の女性の参加拡大を推進している。

「第4次女性政策基本計画」では、「2017年までに政府委員会の女性の参加率40%を達成し、維持」を目標に設定し、女性発展基本法を改正し⁶²、政府委員会の性別比率の割り当て(60%)の規定を設けた。

⁶²政府委員会の構成時に特定の性が委員数の10分の6を超えないようにし、これを2017年までに段階的に履行する(女性発展基本法第15条第1項及び附則第2条)

http://www.mogef.go.kr/korea/view/policyGuide/policyGuide01_01_02d.jsp (アクセス日：2015年3月16日)



年	委員会数	委員数	女性委員数	女性比率
1990	355	11,374	1,019	9.0%
1995	324	14,619	1,131	7.7%
2000	355	11,374	1,019	9.0%
2004	343	5,966	1,619	27.1%
2005	362	7,743	2,163	27.9%
2006	383	7,206	2,132	29.6%
2007	458	9,205	2,473	26.9%
2008	433	9,462	2,558	27.0%
2009	485	9,867	2,428	24.6%
2010	375	8,875	1,983	22.3%
2011	411	7,647	1,900	24.8%
2012	425	7,585	1,949	25.7%

(出典) Women in Statistics2013, Women's Participation in Government Committees, p.68

図表 4-2 政府委員会の女性の参加率

② 地方（広域議会、基礎議会）

韓国の地方議会に、初めてクオータが制度として規定されたのが、2000年の政党法改正であった（広域議会比例代表の30%を女性に割り当てるよう勧告）。

この改正は、クオータ実施を政党の努力に委ねたため、法的拘束力は非常に弱いものだったが、地方議会においては、国政と違い、罰則を伴った公職選挙法等の改正が重ねられ、クオータ制は、少しずつ厳格化されていった（国政と地方議会の公職選挙法等の改正推移は、表 4-2 参照）。

○政党法、公職選挙および選挙不正防止法が改正（2002年）

比例代表のクオータを30%から50%に引き上げ、候補者名簿に男女交互に配置するジッパー方式を採用した。小選挙区は30%の女性候補者割り当てるよう勧告することを定めた。

地方選挙（広域議会）に限り、罰則規定（例：候補者登録の無効化、比例名簿の不受理 など）が設けられた。

○政治資金法に関する法律改正（2006年）

女性候補者の公認数が増えれば、補助金を追加すると改正した。

○公職選挙法改正（2006年）

2006年より、広域議会選挙の罰則規定（候補者登録の無効化、比例名簿の不受理等）が基礎議会選挙にも拡大された。比例代表の50%、奇数を女性に割り当てるジッパー方式も、基礎議会に導入された。

なお、2006年の地方選挙より、基礎（市町村）議会に比例代表制が導入され、比例代表制と中選挙区が並立することとなった。基礎議会に比例代表制が導入されていなかった理由は、基礎議会選挙の立候補者が、政党から公認を得ることを禁止されていたからである。この「政党からの公認禁止」制度が憲法違反と判断されたため、基礎議会選挙でも比例代表選挙を実施することが可能になった。そのため、2006年以降、基礎議会選挙は、比例代表制と、中選挙区制の2つで構成されている⁶³。

○公職選挙法改正（2010年）

地方選挙の中・小選挙区の30%クォータに、国政選挙区ごとに、地方選挙区の候補者の最低1名を女性候補者とする強制条項が追加された（表4-2）⁶⁴。ただし、例外条項があり、例えば、末端の自治単位「郡」議会の選挙区では強制適用が免除された。

⁶³申琪榮先生へのヒアリング（2015年3月5日）より。

⁶⁴三浦（2014）第6章表1（p157）および申琪榮先生へのヒアリング（2015年3月5日）より。

表 4-2 国政と地方議会の公職選挙法等の改正推移

		国会	広域議会(ソウル市議会、道議会)	基礎議会(市町村議会)
【2000年】(国政選挙の年) 政党法改正		比例代表の30%を女性に割り当てるよう勧告 (クオータ実施を政党の努力に委ねたため、法的拘束力は非常に弱い)	比例代表の30%を女性に割り当てるよう勧告 (クオータ実施を政党の努力に委ねたため、法的拘束力は非常に弱い)	政党の公認制度が認められていなかった。
【2002年】(地方選挙の年) 改正政党法、公職選挙および選挙不正防止法		-	・比例代表のクオータを30%から50%に引き上げ、奇数を女性に割り当てるジッパー方式を採用(公職選挙法に、選挙のルールとして制定された)。 ・小選挙区に30%の女性候補者割り当てるよう勧告。 ・地方選挙広域議会に限り、罰則規定(例:候補者登録の無効化、比例名簿の不受理など)が導入。	
【2002年】(地方選挙の年) 政治資金に関する法律改正		小選挙区に30%の女性候補者を割り当てた政党に、女性候補推薦補助金を追加支給するインセンティブ制度を導入。	-	
【2004年】(国政選挙の年) 公職選挙法改正		・比例代表のクオータを30%から50%に引き上げ、奇数を女性に割り当てるジッパー方式を採用(公職選挙法に、選挙のルールとして制定された)。 ・小選挙区に30%の女性候補者割り当てるよう勧告。 ・地方選挙広域議会のような罰則規定(例:候補者登録の無効化、比例名簿の不受理など)なし。	-	
【2005、2006、2009年】 公職選挙法改正 (2006年は地方選挙の年)		-	2006年の政治資金法に関する法律改正により、女性候補者の公認数が増えれば、補助金を追加すると改正。	・2006年の地方選挙より、基礎議会に比例代表制が導入。比例代表制と中選挙区が並立。 ・2006年より、広域議会選挙の罰則規定(候補者登録の無効化、比例名簿の不受理)が基礎議会選挙にも拡大。比例代表の50%、奇数を女性に割り当てるジッパー方式も、基礎議会に導入。
【2010年】(地方選挙の年) 公職選挙法改正		-	・地方選挙の小選挙区の30%クオータに強制条項(※)が追加される。 ・例外条項あり(例:末端の自治単位「郡」議会の選挙区では強制適用免除)。	・地方選挙の中選挙区の30%クオータに強制条項(※)が追加される。 ・例外条項あり(例:末端の自治単位「郡」議会の選挙区では強制適用免除)。
現在の選挙制度	基本的な制度	・比例名簿(定数54)の50%を女性 ・小選挙区(定数246)の候補者30%を女性	・比例名簿の50%(比例代表は定数の10%)を女性 ・小選挙区の候補者の30%を女性	・比例名簿の50%(比例代表は定数の10%)を女性 ・中選挙区の候補者の30%を女性
	詳細	●比例名簿 ・政党の比例名簿の奇数を女性候補者に割当 ・罰則規定はないが、主要政党は大体遵守 ●小選挙区 ・小選挙区候補者の30%を女性に割当 ・補助金インセンティブを設けているがクオータは遵守されていない	●比例名簿 ・政党の比例名簿の奇数を女性候補者に割当(広域・基礎同様) ・罰則規定:選挙名簿受理拒否、候補者登録無効 ●小選挙区 ・強制条項(※):各国政選挙区ごとに、地方選挙区の候補者の最低1名は女性を推薦しなければならない ・罰則規定:登録無効の罰則や遵守の補助金インセンティブを設けているが、例外条件および法的不備により遵守されていない	●比例名簿 ・政党の比例名簿の奇数を女性候補者に割当(広域・基礎同様) ・罰則規定:選挙名簿受理拒否、候補者登録無効 ●中選挙区 ・強制条項(※):各国政選挙区ごとに、地方選挙区の候補者の最低1名は女性を推薦しなければならない ・罰則規定:登録無効の罰則や遵守の補助金インセンティブを設けているが、例外条件および法的不備により遵守されていない

(出典)三浦まり他編「ジェンダークオータ」第6章:「韓国における女性候補者クオータ制の成立過程と効果」(申キョン著)を参照し、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント作成。